

公益財団法人宮崎県体育協会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会（以下「本会」という。）の役員等の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給)

第2条 本会の旅費は、定款第16条、第33条、第36条及び第54条の規定に定める本会の役員及び事務局の職員のほか、本会の用務のために旅行する者に支給する。

(旅行命令書)

第3条 旅行命令書は、別表のとおりとする。

第4条 本会の旅費は、次に掲げる場合を除き、宮崎県職員の旅費に関する条例（昭和29年11月15日県条例第42号。以下、「旅費条例」という。）を準用する。ただし、車賃の額は1キロメートル17円とする。

2 職務又は用務の必要により全部または一部の区間を自家用車で旅行した場合は、最も経済的な通常の経路により計算した距離に車賃の額を乗じて得た額を支給する。

3 本会専務理事及び事務局の職員の旅行雑費は次のとおりとする。

(1) 県内旅行 支給しない。

(2) 県外旅行 900円。ただし、県外で必要な交通費等を別途支給する場合は、旅行雑費は支給しない。

(改正等)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、旅費規程の実施に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

旅 行 命 令 書

伺	専務理事	事務局長	事務局次長	総務部	担当者	平成 年 月 日			
						所 属 名 称			
							宮崎県体育協会		
年度	会 計								
	1 県体育協会	2 スポーツ少年団	3 スポーツ指導者協議会	4 スポーツ安全協会					
	款	項	目	節					
支払区分	支払方法区分	受取人区分	受取人氏名			支払予定日			
5 概算払	1 口座振替払	1 本人				年	月	日	
6 精算払	2 直接払	2 資金前渡職員							
用務地			用務				備考		
職 名	旅行者氏名	住 所	旅 費 額		概 算 受領印	精 算 受領印	旅費額合計		
			概算	-----			概 算		
			精算	-----			精 算		
			差引	-----			差 引		
			概算	-----			概 算		
			精算	-----			精 算		
			差引	-----			差 引		
年月日	出 発 地 到 着 地	経 過 地						入力済欄	
変又は 更精算	専 務 理 事	事 務 局 長							
内 容									